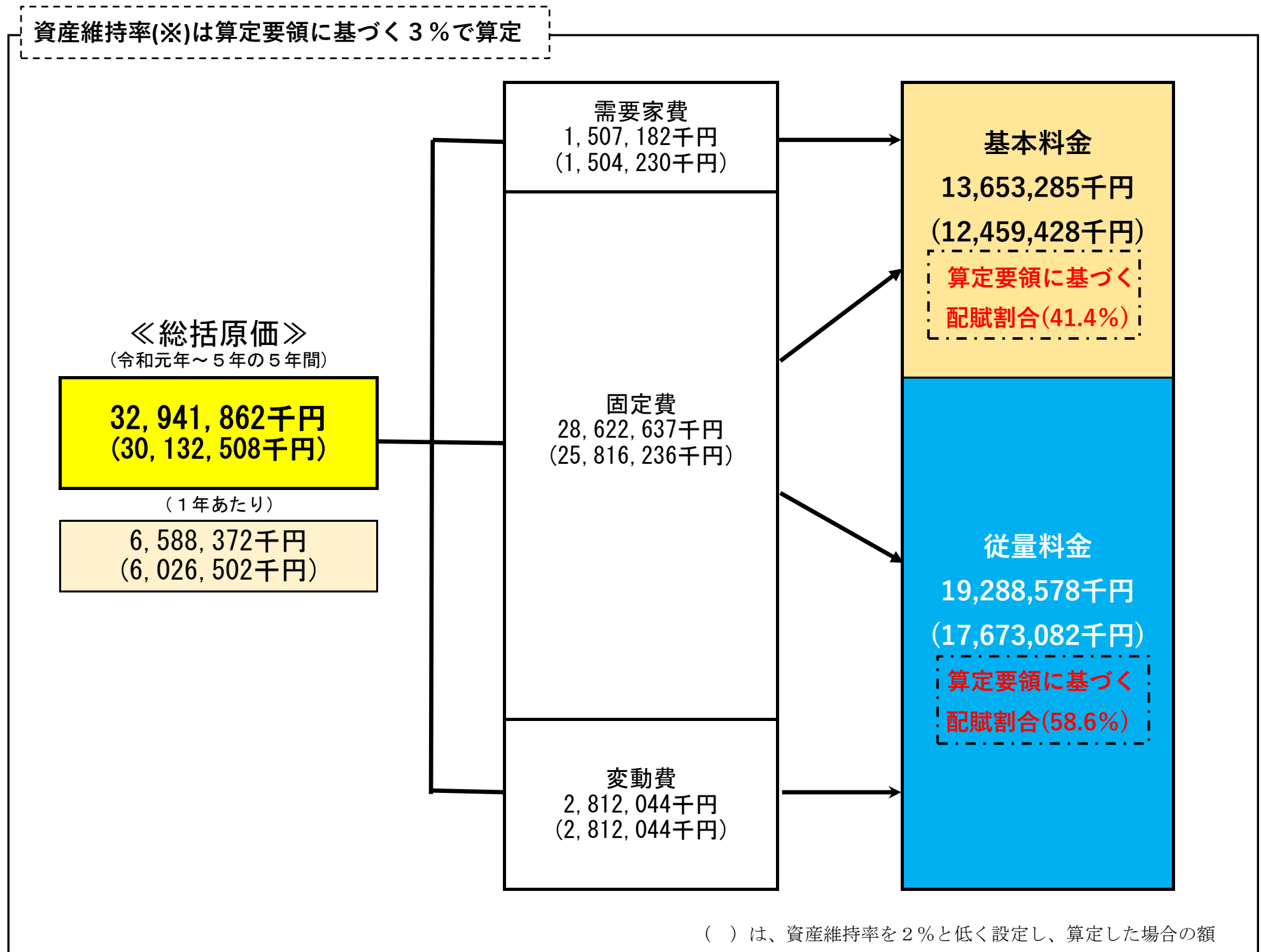


水道料金算定要領に基づき算定した原価計算の結果



※ 資産維持率とは、資産維持費（給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のため、事業内に再投資されるべき額）の算出に用いられる率のことで今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として3%を標準とし、各水道事業者の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定する。

【参考】

| | |
|--------|---|
| 需要家費とは | 水道の使用量とは関係なく、需要家の存在自体により必要とされる固定的経費 ⇒ 量水器や検針徴収関係費 等 |
| 固定費とは | 水道の使用量とは関係なく、水道需要の存在に伴い固定的に必要とされる経費 ⇒ 維持管理費の大部分、減価償却費、支払利息 等 |
| 変動費とは | 水道の実使用に伴い発生する経費 ⇒ 薬品費、動力費、受水費 等 |